



平成26年6月25日

各 位

会 社 名 ア ゼ ア ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 沼 尻 俊 一
(コード番号：3161 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 羽 場 恒 彦
兼経理部部长
(TEL. 03-3865-1311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年6月25日開催の取締役会において、平成26年7月29日に開催予定の第73期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるため、第2条の目的に項目及び文言を追加するものであります。また、現在実施していない目的を削除するものであります。
- (2) 取締役会長及び取締役社長を除く役付取締役につきまして、取締役会が必要と認める役付役員を定めることができることとし、機動性を高めるものであります。
- (3) 補欠監査役の選任にあたり、その決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでと定めるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

決算取締役会決議	平成26年6月25日(水)
定時株主総会開催日	平成26年7月29日(火)
定款変更の効力発生日	平成26年7月29日(火)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 天然繊維、化学繊維および編物、織物、不織布の販売および輸出入</p> <p>2. 芯地、裏地、ボタン、肩パット等の縫製資材の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>3. 紳士服、婦人服、子供服のデザイン、企画、製造および販売</p> <p>(新設)</p> <p>4. 絹糸、絹織物等の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>5. 縫製業</p> <p>6. 畳材料、畳表、畳製造機械の製造および輸出入</p> <p>7. インテリア製品の製造および販売</p> <p>8. 建築材料、工具、資材の販売</p> <p>9. 内装仕上げ工事の請負および施工</p> <p>10. 人工芝および緑化工事用資材の販売および施工</p> <p>11. 防菌、防カビ剤の製造および販売</p> <p>12. アスベスト等有害物質に対する作業用防護服の製造、販売および防護用機材の販売および輸出入</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>13. 衣料用繊維製品の製造、販売</p> <p>14. 汚染水の浄化用装置の製造および販売</p> <p>15. 濾過布、脱臭剤の製造および販売</p> <p>16. ミシンの賃貸および売買</p> <p>17. 不動産の売買、賃貸借および管理</p> <p>18. 有価証券の保有、管理、売買</p> <p>19. 損害保険代理業</p> <p>20. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>21. 経営コンサルタント業務</p> <p>22. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 天然繊維、化学繊維および編物、織物、不織布の製造、販売および輸出入</p> <p>2. 芯地、裏地、ボタン、肩パット等の縫製資材の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>3. 紳士服、婦人服、子供服のデザイン、企画、製造、販売および輸出入</p> <p>4. 全事業に関わる研究開発業務</p> <p>5. 絹糸、絹織物等の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>6. 縫製業</p> <p>7. 畳材料、畳表、畳製造機械の製造、販売および輸出入</p> <p>8. インテリア製品の製造、販売および輸出入</p> <p>9. 建築材料、工具、資材の製造、販売および輸出入</p> <p>10. 内装仕上げ工事の請負および施工</p> <p>11. 人工芝および緑化工事用資材の販売および施工</p> <p>12. 防菌、防カビ剤の製造、販売および輸出入</p> <p>13. 各種防護服および関連保護具ならびに防護用機材の製造、販売および輸出入</p> <p>14. 農業、水産、医療、製薬、消防関連資材・製品ならびに雑貨品の製造、販売および輸出入</p> <p>15. 衣服のクリーニング、リースおよびレンタル業務</p> <p>16. 環境調査、測定業務</p> <p>17. アスベスト等有害物質の除去業務</p> <p>18. 衣料用繊維製品の製造、販売および輸出入</p> <p>19. 汚染水の浄化用装置の製造、販売および輸出入</p> <p>20. 濾過布、脱臭剤の製造、販売および輸出入</p> <p>21. ミシンの賃貸および売買</p> <p>22. 不動産の売買、賃貸借および管理</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>23. 経営コンサルタント業務</p> <p>24. 前各号に付帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、<u>取締役副会長および取締役社長各 1 名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、<u>取締役社長各 1 名、その他取締役会が必要と認める役付役員を定めることができる。</u></p>
<p>(選任)</p> <p>第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(選任)</p> <p>第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>当会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。<u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>